

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの透明性と公正性の向上を継続して図り、すべてのステークホルダーとの信頼関係を強化することが重要と考え、取締役会においてコーポレート・ガバナンス方針を定め、統治組織の全体像および統治の仕組の構築に係る基本方針を明確化しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	91,129,442	5.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	65,154,000	3.92
LONGLEAF PARTNERS FUND(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	56,402,000	3.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	47,476,000	2.86
NKSJホールディングス従業員持株会	41,491,085	2.50
第一生命保険株式会社	40,908,000	2.46
株式会社みずほコーポレート銀行	34,052,472	2.05
日本通運株式会社	32,004,886	1.93
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	29,709,005	1.79
パークレイズ・キャピタル証券株式会社	2,000,000	1.20

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

### 補足説明 更新

上記(2)大株主の状況は、2011年3月31日の株主名簿に基づいて記載しております。第一生命保険株式会社の所有株式には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している株式17,971千株が含まれております(株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一生命保険口」であります。)

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	保険業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
弦間 明	他の会社の出身者				○				○	
朝香 聖一	他の会社の出身者				○				○	
藤田 純孝	他の会社の出身者				○				○	
川端 和治	弁護士								○	
松田 章	他の会社の出身者								○	
ジョージ・オルコット	学者				○				○	

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
弦間 明	○	株式会社資生堂相談役 コナミ株式会社取締役	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことが期待できるため。 また、人的関係、資本的關係、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反の恐れが生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しております。 なお、現在・最近または過去において、親会社または兄弟会社の業務執行者等、当社と主要な取引先のある者またはその業務執行者等、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている専門家、当社の主要株主、これらの者の近親者等に該当しません。
			経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことが期待できるため。

朝香 聖一	○	日本精工株式会社名誉会長 日本板硝子株式会社取締役	また、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反の恐れが生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しております。 なお、現在・最近または過去において、親会社または兄弟会社の業務執行者等、当社と主要な取引先の関係にある者またはその業務執行者等、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている専門家、当社の主要株主、これらの者の近親者等に該当しません。
藤田 純孝	○	伊藤忠商事株式会社相談役 古河電気工業株式会社取締役 日本板硝子株式会社取締役	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことが期待できるため。 また、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反の恐れが生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しております。 なお、現在・最近または過去において、親会社または兄弟会社の業務執行者等、当社と主要な取引先の関係にある者またはその業務執行者等、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている専門家、当社の主要株主、これらの者の近親者等に該当しません。
川端 和治	○	弁護士	弁護士としての専門的な知識・経験等に鑑み、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため。 また、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反の恐れが生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しております。 なお、現在・最近または過去において、親会社または兄弟会社の業務執行者等、当社と主要な取引先の関係にある者またはその業務執行者等、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている専門家、当社の主要株主、これらの者の近親者等に該当しません。
松田 章	○	丸紅株式会社理事	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことが期待できるため。 また、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反の恐れが生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しております。 なお、現在・最近または過去において、親会社または兄弟会社の業務執行者等、当社と主要な取引先の関係にある者またはその業務執行者等、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている専門家、当社の主要株主、これらの者の近親者等に該当しません。
ジョージ・オルコット	○	ケンブリッジ大学ジャッジ経営大学院シニア・フェロー 東京大学先端科学技術研究センター特任教授 日本板硝子株式会社取締役	学識経験者および経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことが期待できるため。 また、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反の恐れが生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しております。 なお、現在・最近または過去において、親会社または兄弟会社の業務執行者等、当社と主要な取引先の関係にある者またはその業務執行者等、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている専門家、当社の主要株主、これらの者の近親者等に該当しません。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	7名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

#### （監査役と内部監査部門との連携状況）

監査役は、監査業務の執行にあたり、内部監査部門との緊密な連携を保ち、定期的に意見・情報交換を行うことで効率的な監査を実施するよう努めております。また、内部監査部門による監査結果はすべて、監査役に報告されております。

#### （監査役と会計監査人との連携状況）

監査役および監査役会は、定期的に会計監査人と会合を持ち、監査計画や監査の実施状況等についての説明を受け、意見交換を行っております。

(監査役、内部監査部門および会計監査人と内部統制部門との関係)

監査役、内部監査部門および会計監査人は、各々の監査手続等において、経営管理部門、経理部門等の内部統制部門と適宜意見・情報交換を行っております。内部統制部門は、意見・情報交換の結果や監査結果を踏まえ、内部統制の強化に取り組んでおります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
増田 宏一	公認会計士				○				○	
保田 真紀子	弁護士				○				○	
西川 元啓	他の会社の出身者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
増田 宏一	○	公認会計士 株式会社企業再生機構監査役 エーザイ株式会社取締役 株式会社第四銀行監査役	公認会計士としての専門的な知識・経験等に鑑み、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため。 また、人的関係、資本的關係、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反の恐れが生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しております。 なお、現在・最近または過去において、親会社または兄弟会社の業務執行者等、当社と主要な取引先のある者またはその業務執行者等、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている専門家、当社の主要株主、これらの者の近親者等に該当しません。
保田 真紀子	○	弁護士・弁理士 新生信託銀行株式会社監査役	弁護士としての専門的な知識・経験等に鑑み、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため。 また、人的関係、資本的關係、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反の恐れが生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しております。 なお、現在・最近または過去において、親会社または兄弟会社の業務執行者等、当社と主要な取引先のある者またはその業務執行者等、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている専門家、当社の主要株主、これらの者の近親者等に該当しません。
西川 元啓	○	新日本製鐵株式会社顧問 日鉄エレクトックス株式会社監査役	豊富な経営者経験および幅広い見識を当社の監査に反映していただくため。 また、人的関係、資本的關係、取引関係その他の利害関係の観点で、一般株主と利益相反の恐れが生じるおそれがないと判断したことから、独立役員として選任しております。 なお、現在・最近または過去において、親会社または兄弟会社の業務執行者等、当社と主要な取引先のある者またはその業務執行者等、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている専門家、当社の主要株主、これらの者の近親者等に該当しません。

#### 【独立役員関係】

独立役員の数 **更新**

9名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社の取締役および執行役員ならびに監査役への報酬は、役員報酬決定方針に則り、取締役および執行役員の報酬については指名・報酬委員会の審議を経て取締役会が決定し、監査役の報酬については監査役の協議により定めます。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社ならびに重要な子会社の社内取締役および執行役員に株式報酬型ストックオプションを付与しています。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新**

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

有価証券報告書および事業報告において、取締役・監査役のそれぞれの報酬等の総額 および報酬等の種類別の総額を開示しております。なお、当社および当社連結子会社からの報酬等の総額が1億円以上の役員はおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役および執行役員ならびに監査役への報酬は、次の役員報酬決定方針に則り、取締役および執行役員の報酬については指名・報酬委員会の審議を経て取締役会が決定し、監査役の報酬については監査役の協議により定めます。

### 1. 基本方針

取締役および執行役員の報酬は、業績向上への意欲を高め、長期的な企業価値の向上に資する報酬体系、優秀な人材の確保が可能な報酬水準とし、具体的水準については、社外委員中心の指名・報酬委員会の審議を経て決定することにより客観性および透明性を確保します。

なお、重要な子会社の取締役および執行役員の報酬体系についても原則として同様の体系を採用するものとします。

監査役への報酬は、その独立性に配慮しつつ、職務および責任に見合った報酬体系・水準とします。

### 2. 取締役の報酬

取締役報酬は、基本報酬および株式報酬型ストックオプションにより構成します。

基本報酬は、月例報酬および業績連動報酬により構成します。月例報酬は、社外・社内の別、代表権の有無に応じて定額で決定します。業績連動報酬は、会社業績に応じて決定するものとし、修正連結利益および一株当たり純資産の増減率を指標として決定します。

長期的な企業価値向上と報酬の連動性を高めるため、株式報酬型ストックオプションを付与します。

ただし、社外取締役に対する株式報酬型ストックオプションおよび業績連動報酬の支給は行いません。

なお、執行役員を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬と執行役員としての報酬を合算して支給します。

### 3. 執行役員の報酬

執行役員報酬は、基本報酬および株式報酬型ストックオプションにより構成します。

基本報酬は、月例報酬および業績連動報酬により構成します。月例報酬は、役位に応じて定額で決定します。業績連動報酬は、会社業績および個人業績に応じて決定するものとし、会社業績連動報酬は、修正連結利益および一株当たり純資産の増減率を指標として決定します。また、個人業績連動報酬は、執行役員の業績評価に応じて決定します。

長期的な企業価値向上と報酬の連動性を高めるため、株式報酬型ストックオプションを付与します。

### 4. 監査役の報酬

監査役報酬は、基本報酬により構成します。基本報酬は、監査役が協議のうえ、常勤・非常勤の別に応じ定額で定めます。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は法務部が、社外監査役は監査役室が補佐する体制としています。

なお、取締役会開催にあたっては、取締役会事務局の法務部が、社外取締役および社外監査役に事前説明を行う体制としています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、コーポレート・ガバナンスの透明性と公正性の向上を継続して図り、すべてのステークホルダーとの信頼関係を強化することが重要と

考えております。当社は、取締役会においてコーポレート・ガバナンス方針を定め、統治組織の全体像および統治の仕組みを明らかにしております。

(取締役および取締役会)

取締役会は、法令で定められた責務を履行するほか、経営に関する重要項目を決定するとともに、業務執行の状況に対して、監督機能を発揮しております。また、原則毎月開催し、適正人数で迅速に意思決定を行うよう運営しております。なお、取締役会12名のうち、半数の6名を社外取締役とした、社外取締役中心の取締役会としております。

取締役は、これらの重要課題に関する知識の研鑽および経験の蓄積を通じて、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行していきます。

取締役の任期は、その各事業年度の経営に対する責任を明らかにするために、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

(監査役および監査役会)

監査役は、法令が求める責務を履行するほか、顧客保護の重要性をふまえて業務運営の適法性および適切性に関する監査を実施しております。

監査役会は、上述の監査が実効性をもって実施されるよう監査方針、監査計画等を決定しております。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

(指名・報酬委員会および資産運用委員会)

当社は、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会および資産運用委員会を設置しております。

指名・報酬委員会は、役員の選任および処遇の透明性を確保するために、役員の選任方針および選任基準を定め、候補者案を決定するとともに、役員の評価ならびに報酬体系および報酬について取締役会に勧告するほか、重要な子会社の役員の選任ならびに処遇についても関与しております。指名・報酬委員会は、取締役の中から、5名以内の委員で構成し、委員の独立性および中立性を確保するために、委員の過半数は社外取締役から選任しております。また、委員長は社外取締役である委員の中から互選で選任しております。

資産運用委員会は、NKSJグループの資産運用力を向上させることを目的として、グループ資産運用方針の策定および資産運用状況の評価等に関与しております。資産運用委員会は、取締役の中から、5名以内の委員で構成し、委員の独立性および中立性を確保するために、委員の過半数は社外取締役から選任しております。また、委員長は社外取締役である委員の中から互選で選任しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、主要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会から独立した監査役および監査役会により監督・牽制の実効性の維持・向上に努めるべく、監査役会設置会社としております。

また、執行役員制度を採用し、迅速な意思決定と権限・責任の明確化を図るとともに、共同CEO(最高経営責任者)体制によりグループの連携強化を図っております。

このように、当社は、実効性に優れたコーポレート・ガバナンス体制の構築を図っております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第1回定時株主総会の招集通知を2011年6月3日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	第1回定時株主総会を2011年6月27日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへ参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページに招集通知の英訳を掲載しています。
その他	当社ホームページに招集通知、IRミーティング資料などを掲載し、株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に努めております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	取締役会においてディスクロージャー・ポリシーを定め、当社ホームページに掲載しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、年度決算発表後および中間決算発表後に説明会を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	米国、欧州、アジア等の海外機関投資家を年1回以上訪問します。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL: <a href="http://www.nksj-hd.com/ir/">http://www.nksj-hd.com/ir/</a> 当社ホームページに掲載している投資家向け情報：株価情報、株価時系列データ、株式情報、配当情報、格付情報、IR説明会資料(動画含む)、ディスクロージャー誌、CSRレポート、アニュアル・レポート、財務情報、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知、決議通知、月次営業成績速報、ディスクロージャー・ポリシーなどを掲載しています。(英語版資料の掲載もあります。) 当社ホームページ掲載のほかにアナリスト・機関投資家など向けにニュースリリースなどのメール配信も実施しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署：経営企画部に専任者を配置しています。 IR担当役員：取締役常務執行役員 辻 伸治 IR事務連絡者：経営企画部 原 伸一 TEL: 03-3349-3913	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「NKSJグループの経営基本方針」において、ステークホルダーとの積極的な対話を通じて、企業としての社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献することを明記しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「NKSJグループの考えるCSR(CSR基本方針)」において、気候変動や生物多様性などの環境問題の解決に向け、企業としての社会的責任(CSR)を果たしていくことを明確にしています。CSRに関する情報開示は、ディスクロージャー誌、ホームページおよび主要グループ会社のCSR報告書を通じて行っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コーポレート・ガバナンス方針」において適時・適切・公平に正確な情報を提供することを定め、ステークホルダーに対して必要な情報を正確・迅速に提供することに努めています。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、NKSJグループの業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、次の基本方針を取締役会において決議し、内部統制システムを構築します。なお、本方針に基づくグループの統制状況について適切に把握および検証し、体制の充実に努めます。

1. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社およびグループ内会社（NKSJグループを構成する会社のうち、当社を除く会社をいいます。以下同様とします。）の業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

(1) 直接出資子会社（当社が直接出資する子会社をいいます。以下同様とします。）と経営管理契約書を締結し、適切に株主権を行使するとともに、原則として、直接出資子会社を通じてその傘下のグループ内会社の経営管理を行います。

(2) 直接出資子会社の事業戦略等、グループの経営に影響を与える重要事項に関する承認制度および報告制度を整備するとともに、グループの統制の枠組みを定める各種基本方針を策定および周知し、これに則った体制の実効性に係るモニタリング等を実施することで、適切に経営管理を行います。また、グループ内会社に、事業実態に応じた基本方針・規程等を策定させ、これに基づく体制を整備させるとともに、その整備状況を管理することとします。

(3) 経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、社外取締役への的確な情報提供等を通じて経営論議の活性化を図り、グループ全体の経営管理に関する重要事項の経営判断の適正性を確保します。

(4) 重要なグループ内の取引、業務提携、事業再編等を適切に把握および審査し、グループ内における取引等の公正性および健全性を確保します。

2. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社およびグループ内会社の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

(1) 当社およびグループ内会社において、取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて、取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。

(2) グループのコンプライアンスの基本方針およびコンプライアンス行動規範を定めるとともに、当社およびグループ内会社において、グループの役員職員の行動基準として、コンプライアンス・マニュアルを整備し、これらの周知徹底を図り、これに基づく教育および研修を継続して実施します。

(3) コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス課題への対応計画等を定めるコンプライアンス・プログラムの進捗を管理します。また、コンプライアンス委員会において、グループのコンプライアンスの推進体制・方法等について協議し、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行います。

(4) 当社およびグループ内会社において、不祥事件等の社内の報告、内部通報、内部監査等の制度を整備するとともに、是正等の対応を的確に行います。

(5) 顧客の保護を図るため、グループの基本方針を定め、顧客情報の管理を適切に行うとともに、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引（利益相反取引）の管理を適切に行います。

(6) 反社会的勢力との関係遮断、対応する組織体制、外部機関との連携等について定める反社会的勢力への対応に関する基本方針を策定し、グループ全体で反社会的勢力に毅然として対応します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社およびグループ内会社のリスク管理を適切に実行するため、リスク管理に関する基本方針を定めるとともに、これに基づく規程を整備し、次のとおり、リスクの把握、評価、適切なコントロールおよび発現の際の対応を的確に行う体制を整備します。

(1) リスクを十分踏まえた経営を行うため、グループに内在する各種リスクおよびグループ内のリスクの波及等のグループ体制特有のリスクを管理する部署を設置し、統合的に管理します。また、リスク管理委員会を設置し、リスク管理体制・方法等について協議するとともに、リスク管理状況のモニタリングを実施します。

(2) リスクに見合った十分な自己資本を確保するため、特にグループの経営に影響を与える各種リスクを統一的な尺度で計り、これを統合して、経営体力と比較して管理します。

(3) グループ内会社に、それぞれの業務内容、規模、特性に応じたリスクの把握および評価を含むリスク管理に関する枠組みを整備させるとともに、当社の承認を要する事項および当社への報告を求める事項を定めます。

(4) 大規模自然災害等の危機発生時におけるグループの主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備し、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。

4. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社およびグループ内会社の取締役、執行役員および使用人の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備ならびに指揮命令系統の確立を行います。

(1) グループの重要な業務執行に関する事項について経営会議で協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図ります。

(2) 当社およびグループ内会社において、取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにするとともに、これに整合するよう執行役員等の決裁権限を定めます。

(3) 当社およびグループ内会社において規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を定めます。

5. 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

当社は、当社の連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するために、グループにおける財務報告に関する内部統制の整備・運用および評価に関する枠組みを定め、当社およびグループ内会社において必要な体制の整備を行います。

6. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、当社およびグループ内会社の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、当社およびグループ内会社において、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役および執行役員の職務執行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。

7. 監査役の監査に関する体制

7-1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、監査役室を設け、監査役の求めに応じ、必要な知識・経験を有する専属の者を監査役スタッフ（監査役の職務を補助すべき使用人）として配置します。また、監査役スタッフに関する規程を定め、次のとおり監査役スタッフの執行からの独立性を確保します。

(1) 監査役スタッフの選任、解任、処遇の決定等にあたっては常勤監査役の同意を得ることとし、監査役スタッフの人事上の評価は常勤監査役の同意を求めることにより、取締役からの独立性を確保します。

(2) 監査役スタッフはその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および執行役員等から指揮命令を受けないこととします。

7-2. 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、監査役会の同意を得て、取締役、執行役員および使用人が監査役に報告すべき事項（職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を含む）および時期を定めることとし、取締役、執行役員および使用人は、この定めに基づく報告その他監査役の要請する報告を確実に実行します。また、監査役が当該定めのない事項について報告を求めるときであっても、速やかに対応します。

(2) 監査役が取締役または執行役員の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役または執行役員は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告します。

7-3. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、監査役が主要会社の監査役と連携した監査の実行、グループ内会社への監査結果の報告の要請等、グループ内会社の監査を実効的に行うために必要な連携体制を整備することを、支援します。

(2) 当社は、監査役が経営会議その他重要な会議へ出席し、意見を述べる機会を確保します。また、監査役が取締役、執行役員、内部監査部門

および会計監査人ならびに主要会社の代表者および監査役との十分な意見交換を適切に行う体制を整備します。

#### 8. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、当社およびグループ内会社の内部監査の実効性を確保するため、内部監査部門の被監査部門からの独立性、内部監査の計画および実施、グループ内会社の内部監査に関する遵守義務等に関する事項を内部監査の基本方針に定め、これに必要な体制を整備します。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力の関与を排除し、被害防止を図るため「NKSJグループ 反社会的勢力への対応に関する基本方針」を策定し、反社会的勢力の遮断に関する情報の一元管理、対応する組織体制、外部連携等に関する事項を定め、グループ全体で市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係の遮断を徹底する体制を整備します。また、グループのコンプライアンス行動規範において、同勢力に対し、組織として対応し、毅然とした対応で挑む旨を定めています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

[適時開示体制の概要]

1. 基本的な姿勢

当社は、当社の株主・投資家、傘下保険会社の保険契約者の皆さまをはじめとするさまざまなステークホルダーに当社グループの経営状況や各種の取組み状況を適切にご理解いただけるように、ディスクロージャー・ポリシーを制定するとともに、これに則った開示を行うための体制を整備しております。

また、保険業法、金融商品取引法などの関係する法令、当社の上場する金融商品取引所の規則など(以下「法令等」といいます。)を遵守するのみならず、CSR(企業の社会的責任)に関する報告書など、法令等に定めのない情報発信にも積極的に取り組みます。また、情報の発信に際しては、その受け手となるステークホルダーの違いに応じた適切な情報を、適時かつ正確でわかりやすく発信するように努めております。

2. 開示業務の執行体制

<1>開示に係る体制

当社は、法令等に基づく開示の統括部署として法務部を設置しております。

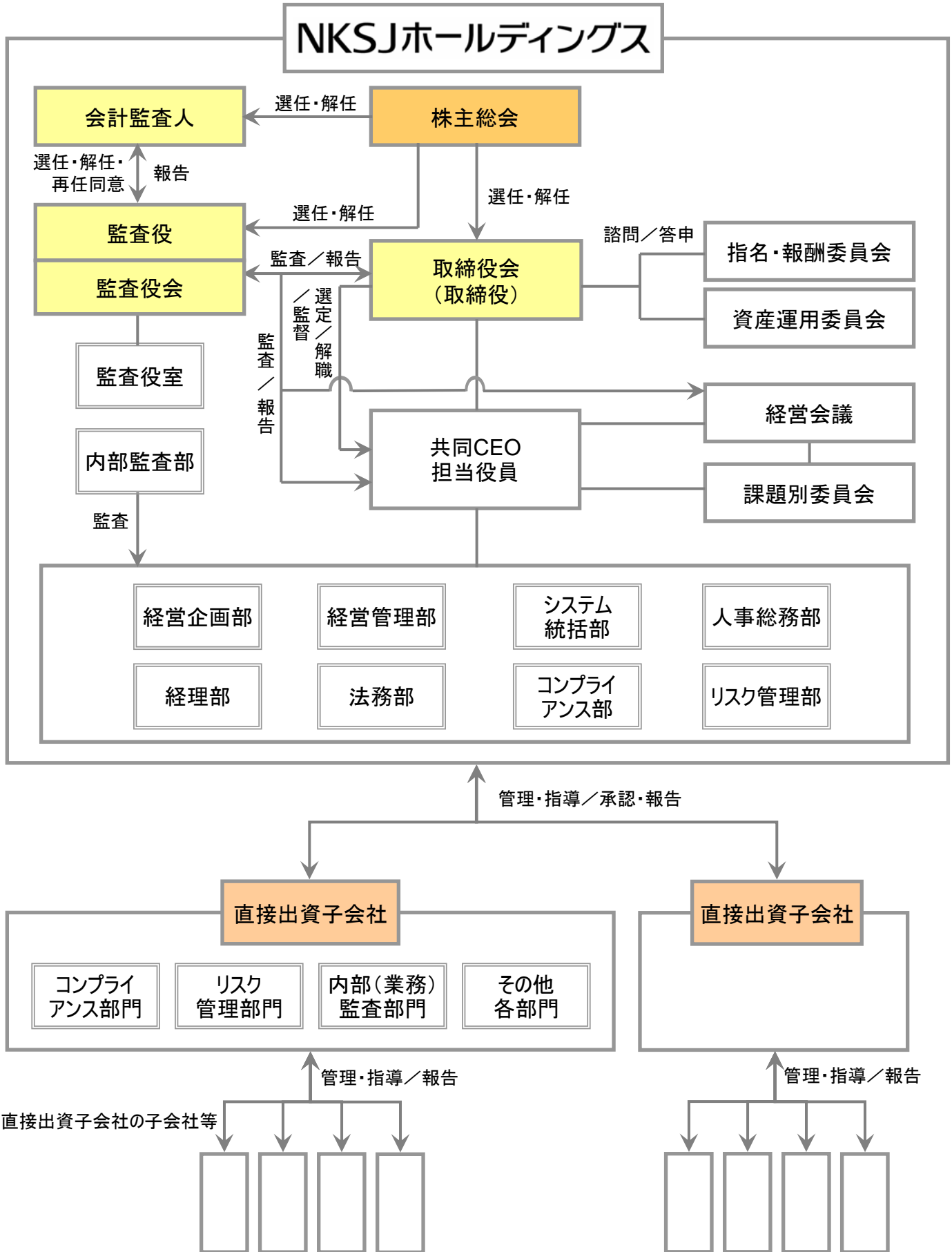
当社各部署は、重要情報(開示が必要となる可能性のある情報をいいます。)を認識した場合は速やかに開示統括部署に報告します。同様に、当社の直接出資子会社は、自社および自社の子会社・関連会社に係る重要情報を認識した場合は速やかに開示統括部署および当該事項に係る所管部署に報告します。

開示統括部署は、開示の要否および内容について判断し、その具体的内容を定めます。また、重要な開示事項については、開示統括部署、IR・広報部門および経理部門により構成される開示審査会で審査します。

<2>開示体制の監査

当社は、当社グループの内部監査を行う部門として、内部監査部を設置しております。

内部監査部は、当社および子会社等において開示業務が適法に実施されているかどうか等についてモニタリング等により監査するとともに、監査結果を取締役会等に報告します。



□当社グループの開示体制

